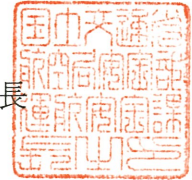


国空航第1619号

令和2年9月2日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局  
安全部運航安全課長



有視界飛行方式による運航の安全確保について（空間識失調関連）

運輸安全委員会が、平成30年8月10日に群馬県防災航空隊所属のヘリコプターが群馬県吾妻郡中之条町の山中に墜落した事故に係る航空事故調査報告書を公表し、国土交通大臣（航空局）あてに安全向上策として、搜索救難活動を行う航空機の操縦士に対し、空間識失調の危険性について注意喚起するとともに、空間識失調に陥らないための具体的な予防策及び万一空間識失調に陥った場合にその状況から離脱するための対処策について周知するよう勧告したことを受け、航空局では、本年2月27日付で貴団体等に対し、当該勧告内容の周知徹底等に関する依頼文書（国空航第3113号）を発出したところです。

この依頼文書において、勧告内容を踏まえたリーフレットを作成・配布することとしておりましたが、今般、空間識失調の具体的な予防策及び対処策に関するリーフレット（別添1）を作成いたしましたので、貴団体等におかれましては、以下についてご対応願います。

- （1）傘下会員及び関係団体等にリーフレットの内容を確実に周知徹底するとともに、安全講習会、研修などあらゆる機会を通じて、小型航空機の操縦士に対し広く当該リーフレットを配布し同内容の理解促進を図ること（当該リーフレットは、航空局ホームページ

（[https://safetyp.cab.mlit.go.jp/safety/15\\_bf\\_000162/](https://safetyp.cab.mlit.go.jp/safety/15_bf_000162/)）より入手可能）

- （2）本件については別途、操縦技能審査員あて別添2のとおり通知しておりますが、傘下の操縦技能審査員に対してリーフレット及び当該内容を周知徹底すること